

富士が丘ポータルサイト・パスワード運用規則

平成26年11月20日 制定

第1条 目的・趣旨

当ホームページ（以下「HP」という）のセキュリティを適切に保持するためにパスワードの運用規則を以下に定める。

第2条 パスワードの作成

- (1) パスワードで使用できる文字は、全て半角で次の通りとする。
 - ・英大文字： A～Z の26文字
 - ・英小文字： a～z の26文字
 - ・数字： 0～9 の10文字
 - ・特殊文字： . , - + = ! " # \$ % & () ? ^ / < > _ ' * @ スペース の23文字
- (2) パスワードは、次の条件を全て満たすこと。
 - ・1文字以上の英大文字
 - ・1文字以上の英小文字
 - ・1文字以上の数字
 - ・1文字以上の特殊文字
 - ・長さが8文字以上

第3条 パスワードの変更

次に該当するとき、各団体のHP担当責任者は、速やかにパスワードを変更すること。

- (1) 初期パスワードの交付を受けたとき
- (2) 団体内の「HP担当者」が辞めたとき
- (3) 運用管理者からの指示があったとき
- (4) 前回のパスワード変更から1年以上経過したとき

第4条 パスワードの共有

団体内に2人以上のHP担当者を配置する場合は、idとパスワードの共有を認める。ただし、HP担当責任者および担当者は、idおよびパスワードの管理を厳格に行うこと。

- (1) idおよびパスワードを担当者に連絡する際は、メモ書き若しくは口頭で直接行うこと
- (2) 止むを得ずメールを利用する場合は、idとパスワードを同じメールに記載しないこと

第5条 HP担当責任者の変更

HP担当責任者の変更があった場合は、速やかに運営管理者宛に変更申請届けを提出すること。

第6条 その他

- (1) 本規則は、平成26年11月20日より発効する。

以上